

## 第2章 現地における日本企業・在留邦人が直面する法的問題の実態及びこれに対する対応の在り方

### 第1 日本企業が直面する法的問題の実態

#### 1 日本企業向けアンケートの実施

報告者は、ニュージーランドにおける日系企業及び在留邦人がどのような法的問題に直面しているのか、そしてそれらの問題にどのように対応しているのかを把握するため、日系企業、在留邦人、その他ニュージーランドでの日系企業・在留邦人の活動を支える支援機関等を対象として、各種アンケートやヒアリングを実施した。本章では、報告者が実施した調査を通じて得ることができた、ニュージーランドにおける日本企業及び在留邦人が直面する法的問題の実態及びこれに対する対応の在り方について報告する。

#### 2 日系企業の進出状況

外務省の公表している海外進出日系企業拠点数調査によると、令和3年10月1日現在、ニュージーランドに進出している日系企業の拠点総数は194社である<sup>103</sup>。また、日系企業が会員として参加している在ニュージーランドの商工会を見ると、オークランドにはオークランド日本経済懇談会（通称「二水会」）<sup>104</sup>、ウェリントンにはウェリントン日本人商工会議所がそれぞれある。令和5年3月1日現在の二水会の会員企業数は52社（73名）であり、ウェリントン日本人商工会の会員企業数は11社（14名）である<sup>105</sup>。

アンケート結果によると、ニュージーランドへ進出している企業の事業形態として最も多いのは株式会社であり、75%を超える企業が株式会社の形態をとっている（別紙1、Q1）。また、出資形態は自社による100%出資が87.9%を占めている（同、Q2）。外務省の海外進出日系企業拠点数調査によると、ニュージーランド

---

<sup>103</sup> [https://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/ec/page22\\_003410.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/ec/page22_003410.html)

<sup>104</sup> <http://nisuikai.nz>

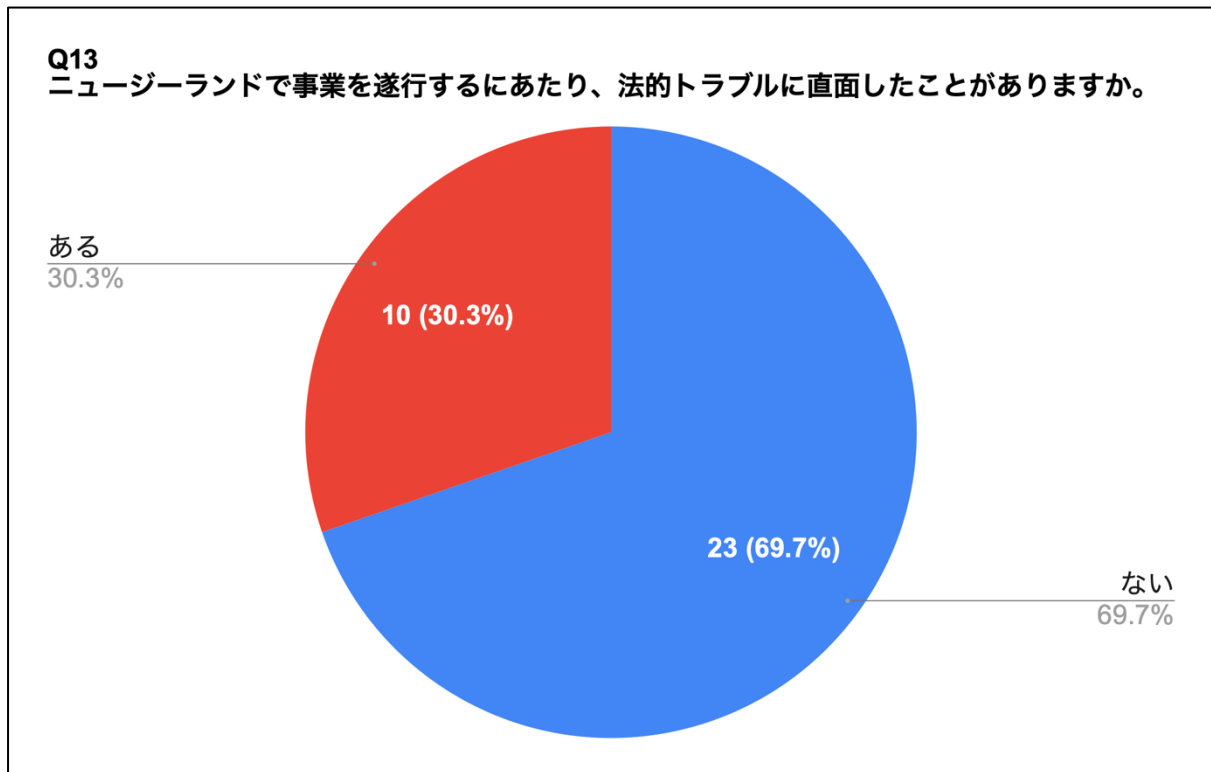
<sup>105</sup> 別紙3。両商工会議所への参加企業が2社（3名）存在し、当該2社はそれぞれの商工会議所へのカウント数に入れている。

に進出している 194 社のうち、本邦企業が 100%出資した現地法人又は支店は 100 社である<sup>106</sup>。日本人がニュージーランドで事業を開始した企業も 75 社存在する。

### 3 法的問題の実態

報告者は、日系企業が直面する法的問題の実態を把握するために、日系企業に勤める知人等にアンケートへの回答を依頼した。また、二水会及びウェリントン日本人商工会議所に協力を依頼し、各会員に対してメーリングリストを通じてアンケートの回答を依頼していただいた。その結果、33 社からの回答を得ることができた。アンケート項目及びアンケートの回答・集計結果は別紙 1 のとおりである。以下では、アンケート調査において、具体的に挙げられた法的問題に起因する支障について、報告する（◆のタイトルは当職によるもので、主な回答を抜粋）

まず、ニュージーランドで事業を遂行するにあたり、法的トラブルに直面したことがあるかというアンケートに対し、3 割を超える日系企業が「ある」と回答した（別紙 1、Q13）。



<sup>106</sup> 前記注釈参照。

次に、法的トラブルに直面したことが「ある」と回答した企業のうち、具体的に生じた支障につき尋ねたところ、以下のような回答があった（別紙 1、Q11）。

Q11 具体的に生じた支障があれば、差し支えない範囲内でご記入ください（主な回答を抜粋）。

- ・ DOC<sup>107</sup>が指定している範囲や価格等が曖昧
- ・ 少数民族への配慮や環境規制が厳しい
- ・ 法律自体は明確だが、実際の適用が難しい

上述のアンケート結果からは、法律の実際の適用の問題や、ニュージーランド特有の少数民族に対する配慮、環境規制といった点に苦慮している日系企業が存在することが分かる。

次に、法的トラブルの内容としては、以下のような回答結果が得られた。

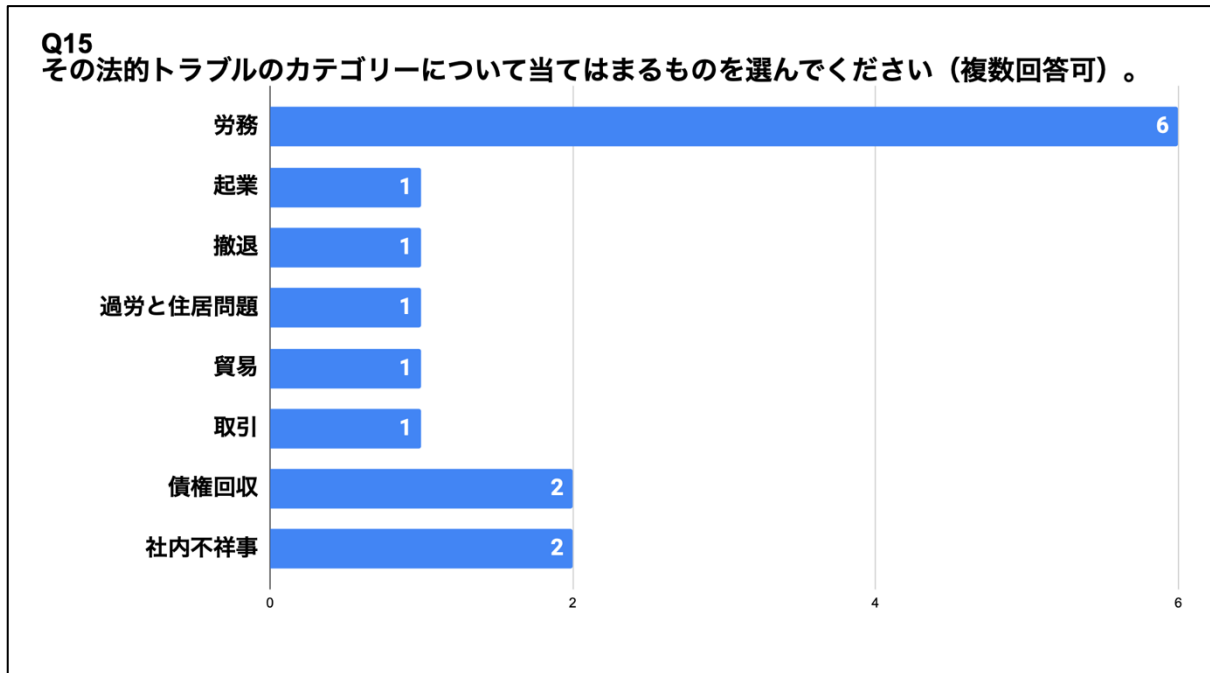
Q14 法的トラブルの内容及びその解決策について、できるだけ具体的にご記入ください（主な回答を抜粋）。

- ・ 労働安全衛生に関する事案
- ・ 起業用ビザの取得ルール変更
- ・ 当地弁護士に対応を依頼
- ・ 従業員からの訴え、弁護士とともに反証を丁寧に全て提示解決
- ・ 会社内の盗難事件
- ・ 従業員との金銭トラブル

---

<sup>107</sup> Department of Conservation (ニュージーランド自然保護局)

上述のアンケート結果からは、実際に直面している法的トラブルの内容として、ビザに関する問題、盗難事件や金銭トラブルなどの社内不祥事の問題、労働安全衛生に関する問題などが挙げられている。法的トラブルについて類型化すると、労務関連のトラブルが多いことが分かる（別紙 1、Q15）。



## 第 2 在留邦人が直面する法的問題の実態

### 1 在留邦人の数

旅券法の定めにより在外公館（日本国大使館・総領事館）に届け出されている在留届によると、2022 年 10 月時点におけるニュージーランドの在留邦人数は、1 万 9730 人であり、国別在留邦人数の世界第 15 位である<sup>108</sup>。

もともと、在留届を提出していない在留邦人も一定人数いると考えられることから、実際には、より多くの邦人が在留しているものと考えられる。

また、増減率で見ると、2021 年におけるニュージーランドの在留邦人数は 2 万 430 人であったところ、1 年で 700 人減少している<sup>109</sup>。ニュージーランドの邦人数は、ピークであった 2019 年の 2 万 2047 人を境に減少に転じており、少なからず新型コロナウイルスによる入国制限や渡航自粛の影響があるものと思われる。

<sup>108</sup> <https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100436737.pdf>

<sup>109</sup> 同上

## 2 法的問題の実態

### (1) 在留邦人へのアンケート

報告者は、在留邦人が直面する法的問題の実態を把握するために、主に知人を通じてニュージーランドに滞在する邦人に直接コンタクトを取り、アンケートへの回答を依頼した。また、在ニュージーランド日本国大使館、カンタベリー日本人会などに協力を依頼し、メーリングリストを通じてニュージーランドに滞在している在留邦人に対して告知をしていただいた。その結果、140名からの回答を得ることができた。アンケート項目及びアンケートの回答・集計結果は別紙2のとおりである。以下、アンケートの回答結果について抜粋する（◆のタイトルは報告者によるもので、主な回答を抜粋）。

Q4 ニュージーランドでの生活において、不快なことやストレスを感じるがあればご記入ください。

#### ◆物価（21人）◆

- ・家賃が高い
- ・物価の高騰・インフレ

#### ◆人種差別（15人）◆

- ・時々人種差別的な扱いや態度を受けること
- ・白人からのアジア人に対する人種差別
- ・田舎に多い人種差別的対応
- ・移民だと不当に扱われることがある

#### ◆医療（14人）◆

- ・日本のように耳鼻科、眼科、皮膚科等の専門医に気軽に診てもらえるシステムがなく、町医者は専門的なことになると経験と知識を持っているか不安
- ・都市部にしか総合病院がないため、地方在住の場合は医療アクセスが悪い
- ・コロナによる人手不足で病気になったら早期に対応してもらえない
- ・病院のシステムや医療がとても乏しい
- ・受診時の待ち時間（期間）が長い

・専門医の予約がとれない

◆文化、考え方の違い（13人）◆

・ニュージーランド人の自己中心的考え方、職場でチームワークがあまり望めないこと

・ニュージーランド人がおおらか過ぎて雑に感じる時がある

・文化が違う人達との間でのやり取りなどが難しい

・同僚達が片付けや掃除が出来ないこと

・文化的、公共衛生のスタンダードの違い

・時間にルーズ

・色んな事が全てネット化の傾向にある

・マオリ語を押し付けられること

◆言語（11人）◆

・現地の人とのコミュニケーション

・言葉の壁

◆治安（4人）◆

・窃盗等が多く、日本の生活と比べてだが、防犯の点でストレスを感じることもある

・ギャング、若者の暴力的な行動、危険な運転等

◆ビザ（3人）◆

・ビザの更新

・ビザについて

◆生活（8人）◆

・住居問題

・公共交通機関の運行が不安定

・ローン利率

・歯科医院やプライベート医療費が高い

◆就職、仕事（7人）◆

- ・日本での職歴等を生かしての、ニュージーランド企業での就職は難しい
- ・仕事がいい加減
- ・英語が堪能でないため希望の職に就けない
- ・給与が安い
- ・労働問題

◆サービスの質（6人）◆

- ・サービス業のレベルが低い
- ・バスの時間が大幅にずれる
- ・担当者休暇中だと全て停滞すること
- ・カスタマーサービスの対応の悪さ

◆国内情勢、現地政府への不満（6人）◆

- ・日本人は少数派で享受出来る支援は稀
- ・アジア系住民に対する不十分な社会参画及び地位向上の機会
- ・ロックダウン等の政府への権力の集中
- ・ワクチン強制、義務化

◆不便性（11人）◆

- ・オークランドまで行く乗継便の連携が悪いので、ニュージーランドから出入国が不便
- ・他の国から離れているため資材や大型電気製品の調達が遅い
- ・移動距離
- ・娯楽が少ない
- ・ショッピングモール等が少ない
- ・日本食材の購入

◆気候（2人）◆

- ・冬の気候が荒れやすく、暗い
- ・夏でも寒いときがある

◆教育（4人）◆

- ・日本語を教えてくれる小学校がないこと
- ・子供の教育レベル

◆その他（困った点がないという回答を含む、15人）◆

- ・コミュニティが成熟しており、人々の意識がリベラルなので、日本社会に暮らすような閉塞感や差別感が感じられず快適
- ・日本の年金をもらうとニュージーランドの年金が減額または無支給になること

在留邦人がニュージーランドでの生活で日頃ストレスを感じている内容として最も回答数が多かったのは物価の高さであった（21名が回答）。特に、家賃の高さや賃借物件への不満（古いのに高い、家賃に見合った物件が少ない等）が多く挙げられた。

次に多く挙げられた不満としては人種差別であった（15名が回答）。アジア人として人種差別的発言や行動を受けることがあるという回答のほか、危険な目に遭ったという回答や、特に子供の安全が心配であるという回答も見受けられた。

3番目に多く挙げられた不満は医療体制の脆弱性であった（14名が回答）。都市部にしか総合病院がなく、地方の町医者は専門的知見を持っているか不安であるという回答や、受診までに待たされる時間が非常に長く、予約すら取ることが難しいといった回答も見られた。このように病気や怪我をした際の医療制度への不満を持つ在留邦人も少なくないことが分かった。

4番目に多い不満点は文化の違いや考え方の違いであった（13名が回答）。一般的に考え方の違いで仕事上のストレスを感じることもあるといった回答や、具体的な文化の違い（商習慣、時間、公衆衛生、省人化、性格等）を指摘して現地での適応に苦慮する場面があるという回答があった<sup>110</sup>。

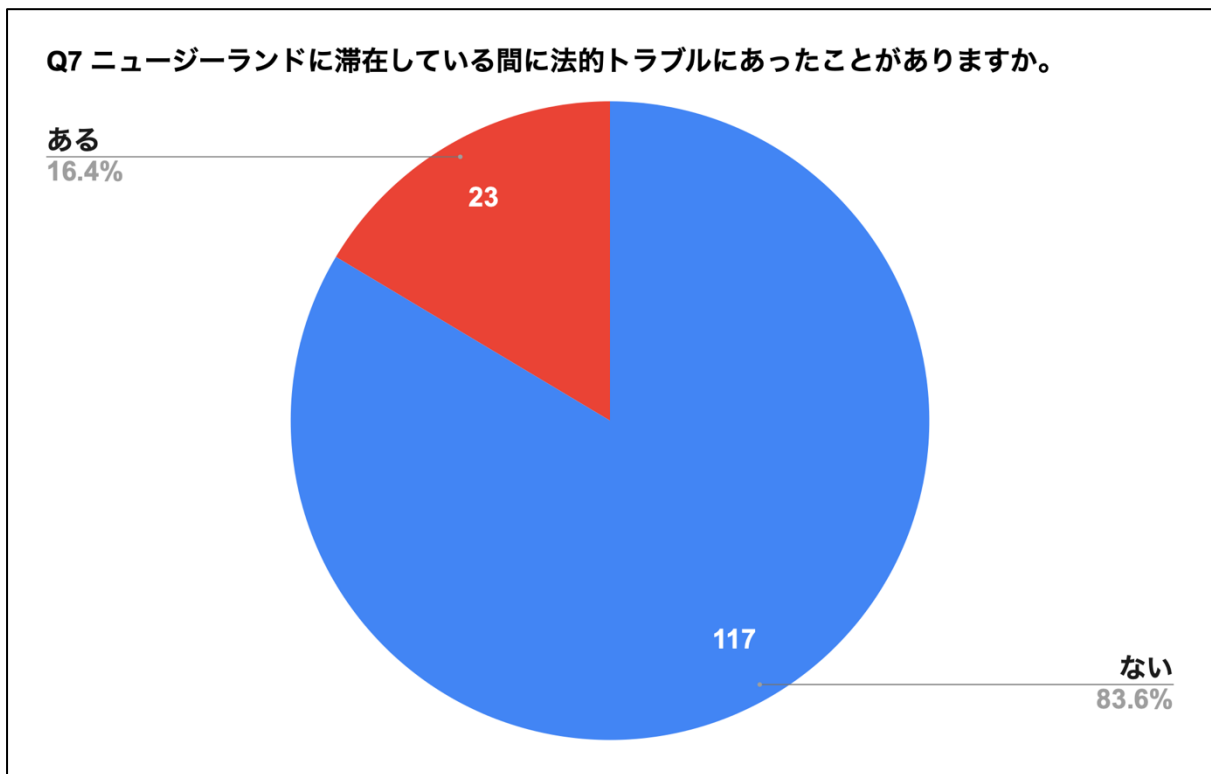
5番目に多い不満点は言語に関するものであった（11名が回答）。ニュージーランドの公用語が英語であるため、英語能力が限られ、コミュニケーションが自由闊達にできない結果生じるストレスやコミュニケーション不足を感じる方も多いことが分かった。

<sup>110</sup> 別紙2、Q6（質問：ニュージーランド人の考え方について、理解できないと思う点があればご記入ください）も併せて参照されたい。



他にも、ショッピングモールや娯楽施設が少ないなどの不便性（11名が回答）、居住環境の問題や公共交通機関の運行が不安定であること等の日常生活における不便性（8名が回答）、安月給や希望した職に就くことができないといった就職や仕事に対する不満（7名が回答）、カスタマーサービスの対応の悪さなどのサービスの質に関する不満（6名が回答）等が挙げられた。

次に、ニュージーランドに滞在している間に法的トラブルに巻き込まれた経験があるか否かについてのアンケートを取ったところ、回答者 140 人のうち 117 人（83.6%）は法的トラブルに巻き込まれたことがないと回答した一方、23 人（16.4%）が法的トラブルに巻き込まれたことがあると回答した（別紙 2、Q7）。



また、法的トラブルに巻き込まれたことがあると回答した人に対し、差し支えない範囲で具体的なトラブルの内容について尋ねたところ、以下のような回答があった（別紙 2、Q8）。

**Q8 法的トラブルの内容とその際にとった対応策を差し支えない範囲内で、具体的にご記入ください（◆のタイトルは報告者によるもので、主な回答を抜粋）。**

◆会社関係のトラブル（6名）◆

- ・ ハラスメントを受け、またその職場がニュージーランドの就労制度を守っていなかったため、弁護士に相談した
- ・ 労災後の職場復帰過程における上司の嫌がらせ

◆家庭内暴力・離婚（5名）◆

- ・ 家庭内暴力
- ・ 離婚訴訟における、養育権利、財産分与などで家庭裁判所の DV 相談システムにより弁護士を紹介してもらい、Legal Aid や Children's Lawyer などのサポートを受けた

◆人種差別のトラブル（4名）◆

- ・ 人種差別的暴行を受けた
- ・ 人種差別的なトラブル

◆金銭トラブル（3名）◆

- ・ 賃金支払い遅延
- ・ 金銭面でのトラブル

◆交通違反（3名）◆

- ・ 駐車違反等

◆ビザ関連（2名）◆

- ・ 移民局がビザの延長を急遽発表し、またその詳細の発表が不十分
- ・ 子供のビザが不明確

◆住宅トラブル（2名）◆

- ・ 賃貸住宅の更新について、大家の権限が非常に強い

◆取引先とのトラブル（1名）◆

- ・ 取引会社と問題になり、簡易申立てをした

◆盗難・窃盗（1名）◆

- ・窃盗被害に遭った

◆その他（1名）◆

- ・法解釈の相違

上述のトラブルの具体的内容で最も多かった回答は、会社関係のトラブルであった。在留邦人へのアンケートという建付けではあるが、上司からのハラスメント等が挙げられた。

次に多かったトラブルとしては、家庭内暴力・離婚が挙げられる（5名が回答）。ニュージーランド人と結婚したものの家庭内暴力に悩まされるトラブルや、配偶者による子どもへの家庭内暴力に起因する裁判といった具体的なトラブル内容が記載されていた。

3番目に多かったトラブルとしては、人種差別にまつわるトラブルが挙げられる（4名が回答）。人種差別にまつわるトラブルについては日系企業へのアンケートでも複数名の回答があったが、在留邦人へのアンケートでも複数名がトラブルとして回答していた。中には「身体や財物への危険な実害も生じているようなものもあった。

その他のトラブルとしては、金銭トラブルや交通違反（それぞれ3名が回答）、ビザ関連や住宅にまつわるトラブル（それぞれ2名が回答）などが挙げられた。

### 第3 日系企業及び在留邦人が直面する法的問題への対処の実情（在り方）

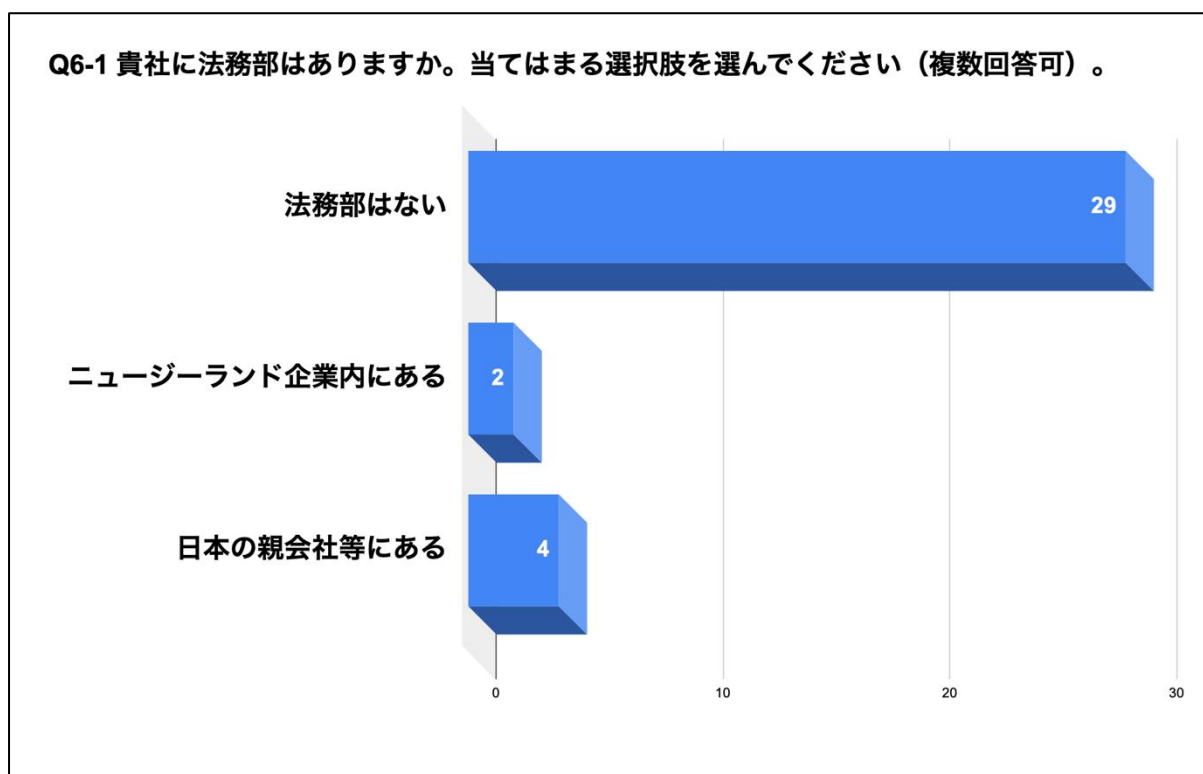
#### 1 弁護士の活用状況

##### (1) 日系企業

前述のアンケートによると、日系企業がニュージーランドで直面する問題としては、法律の実際の適用の問題や、ニュージーランド特有の少数民族に対する配慮、環境規制といった問題が多いということが分かった。報告者は、このような法的問題に直面した日系企業が、法律事務所や弁護士をどのような場面で活用しているかについてアンケートを実施した。なお、アンケート項目及び回答結果については、別紙1を参照されたい。

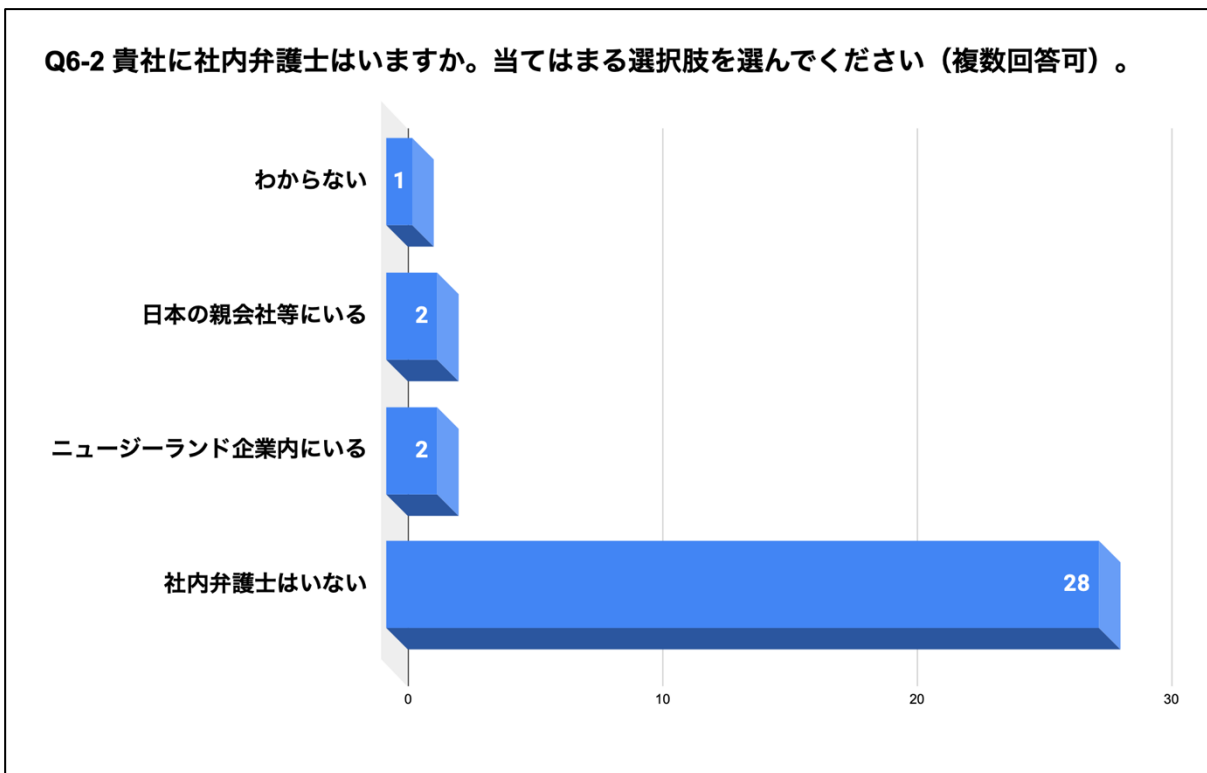
##### ア 社内法務体制（別紙1-Q6-1）

まず、自社に法務部が存在するか否かについてアンケートを行ったところ、日本の親会社等に法務部が存在すると回答したのは33企業中4企業（約12.1%）、ニュージーランド国内に法務部が存在すると回答したのは33企業中2企業（約6%）であった。そして、社内に法務部が存在しないと回答した企業は33企業中29企業であり、約87.9%の日系企業は法務部を有していないことが分かった。



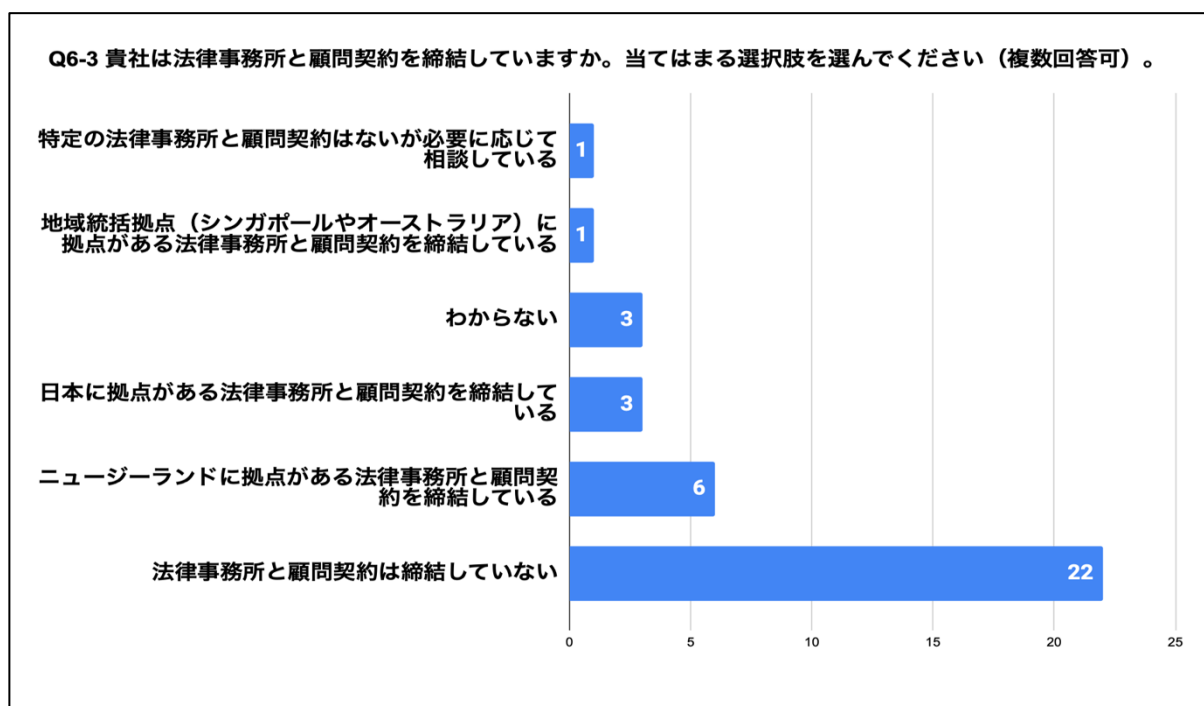
イ 社内弁護士の存在（別紙1-Q6-2）

次に、社内弁護士がいるか否かについてアンケートを行ったところ、「社内弁護士はいない」と回答した企業が33企業中28社と最も多く、全回答の約84.8%を占めた（なお、「分からない」と回答した企業が1社あったが、当該企業は「法務部が存在しない」と回答した企業であったため、社内弁護士を有していないことが想定される）。ニュージーランド国内又は日本の親会社等に社内弁護士を有していると回答した企業はそれぞれ33企業中2企業（全回答の約6%）であり、極めて少数であるということが分かる。



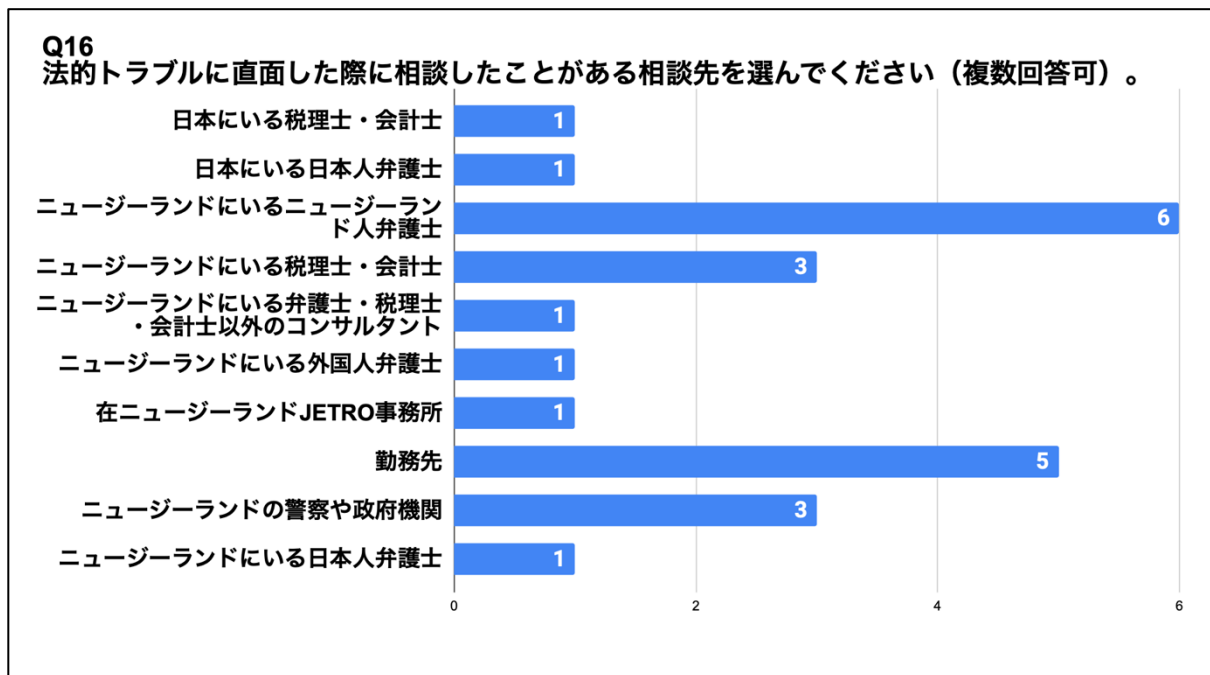
ウ 法律事務所との顧問契約（別紙1 - Q6-3）

次に、日常的に生じる法的問題に対応するため、法律事務所と顧問契約を締結しているか否かにつきアンケートを行ったところ、「法律事務所と顧問契約は締結していない」という回答が33企業中22企業と最も多く、約66.6%にのぼった。次に多かった回答は「ニュージーランドに拠点がある法律事務所と顧問契約を締結している」という回答で、33企業中6企業（約18.2%）であった。また、「日本に拠点がある法律事務所と顧問契約を締結している」という回答も3企業（約9%）存在し、一定割合を占めていた。



エ 弁護士の活用状況

弁護士の活用状況を調査するために、法的トラブルに直面した際に相談したことがある相談先についてアンケートを行ったところ、法的トラブルに直面したことがあると回答した 10 名のうち、最も多かった回答は「ニュージーランドにいるニュージーランド人弁護士」で 6 名（全回答の 60%）、次に多かった回答は「勤務先」で 5 名（全回答の 50%）であった（別紙 1、Q16）。ニュージーランドに進出している日系企業は社内弁護士や顧問契約を締結している法律事務所も多くなく、実際に法的トラブルに直面した際には、ニュージーランドにいるニュージーランド人弁護士や勤務先に相談をする企業が多いことがうかがえる。

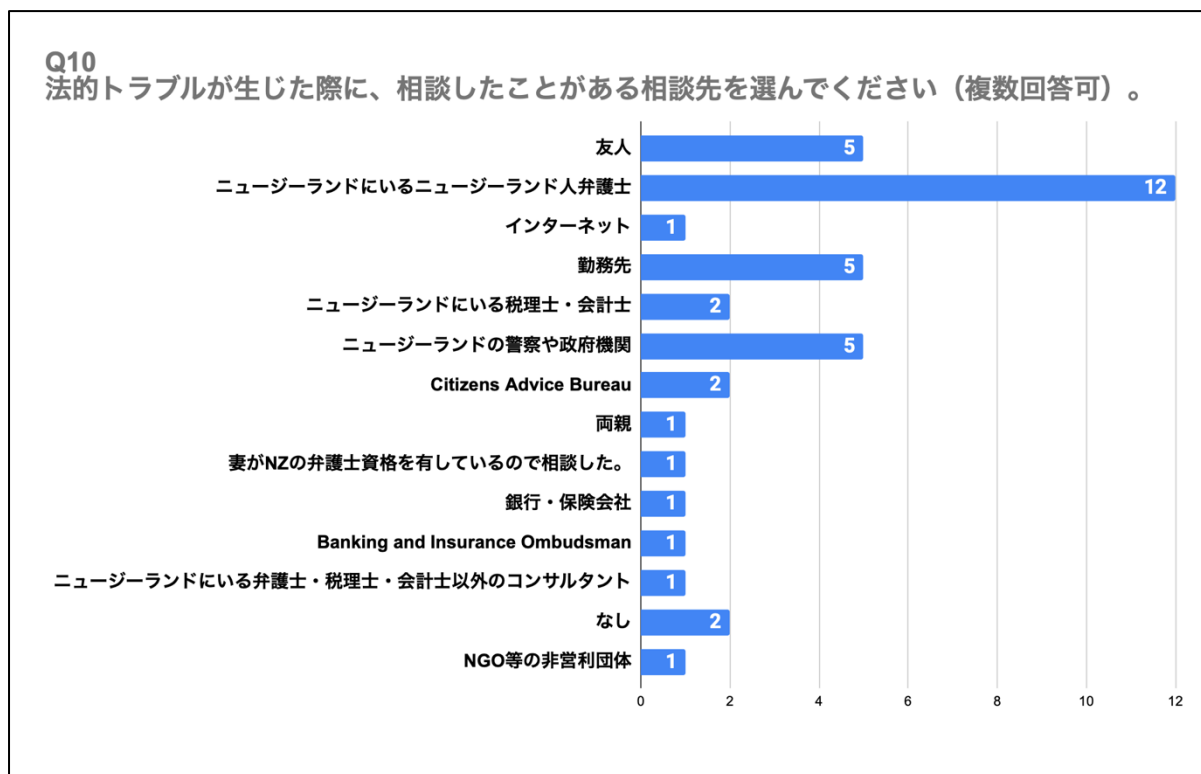


(2) 在留邦人

本章第2で見てきたとおり、在留邦人がニュージーランドで抱える問題としては、会社関係のトラブル、家庭内暴力又は離婚、人種差別のトラブル、金銭トラブル、交通違反、ビザ関連、住宅トラブル等が存在している。報告者は、このような法的問題に直面した在留邦人が、法律事務所や弁護士をどのような場面で活用しているかについてアンケートを実施した。なお、アンケート項目及び回答結果については、別紙2を参照されたい。

ア 弁護士の活用状況

法的トラブルが生じたことのある在留邦人 23 名（別紙 2、Q7）を対象に、トラブルの相談先についてアンケートを行ったところ、過半数の 12 名が「ニュージーランドにいるニュージーランド人弁護士」に相談したことがあると回答した（別紙 2、Q10）。その他の相談先としては、「友人」、「勤務先」、「ニュージーランドの警察や政府機関」がそれぞれ 5 名ずつであった。当該アンケート結果からは、在留邦人にとって、法的トラブルが生じた際の相談先としてニュージーランドにいるニュージーランド人弁護士が多数であり、他には身近に頼ることができる友人や勤務先が続く状況であることが分かった。





## 2 支援機関へのアンケート及びヒアリング

実際に日系企業及び在留邦人がニュージーランドで直面している法的問題への対応について、支援機関にアンケート及びヒアリングを実施したので、以下概要を報告する。なお、各支援機関の具体的支援内容や詳細なアンケート及びヒアリング内容については、別紙3を参照されたい。

### (1) 在ニュージーランド日本国大使館

#### ア 相談件数及び相談内容

在ニュージーランド日本国大使館に寄せられる法的問題に関する相談は、日系企業と在留邦人がそれぞれ年に数件程度である（別紙3、第1「1」）。そのため、「法律の相談自体、案件を一つ一つ思い出せるくらい少ない件数ではある」とのことである（別紙3、第1「2」質問事項②）。相談の具体的内容としては、日系企業からは駐在員のビザ取得に関する支援の相談がある（同、第1「1」）一方、在留邦人からは、滞在資格、身分関係、不動産関連、取引関連が多い（同質問事項①）。

#### イ 相談に対する対応方法

在ニュージーランド日本国大使館は、本省からの指示により、生半可な法的助言は控えているとのことである。そのため、現地の法律に詳しい弁護士を紹介すべきという対応方針を採用している。この方針をしっかりと守り、良い弁護士やカウンセラーを一人でも多く発掘するという姿勢に努めている。法律の内容につき中途半端なことは言えないので、企業の顧問弁護士がいなければ、つてがないかなどを聞きつつ、紹介できるところがあるかどうかというスタンスを取っている。

### (2) JETRO オークランド事務所

JETRO オークランド事務所に寄せられる法的問題に関する相談は、年に1件程度である。また、相談に対する対応方法としては、「年1回更新している弁護士・会計士リストを提供」することにより対応している（別紙3、第4）。

### (3) 二水会 / ウェリントン日本人商工会議所

二水会及びウェリントン日本人商工会議所は、日本企業又は在留邦人が抱える法的問題に対応する相談窓口や支援窓口を設けていない。その理由として、各商工会議所は、「需要がないから」と回答している。在ニュージーランドの商工会議所に

寄せられる法律問題に関する相談がそもそも極めて少ないことがうかがえる（別紙3、第2、第3）。